名称		対象	要件	助成額	備考
キャリアアップ		<u>非正規従業員を<b>正規雇用へ転換</b></u> した事業者	<ul> <li>・<u>就業規則</u>を整備</li> <li>・キャリアアップ計画の提出</li> <li>・非正規社員を正規転換</li> <li>※昇給3%以上、賞与または退職金制度あり</li> <li>・正規転換後6カ月以上雇用を維持</li> </ul>	<ul><li>○有期雇用3年未満 →正規雇用57万円</li><li>○有期雇用3年超→正規雇用28.5万円</li><li>○無期雇用 →正規雇用 "</li><li>※年度内20人を限度</li></ul>	【生産性要件による加算あり】 57万+15万= <b>72</b> 万円 28.5万+7.5万= <b>36</b> 万円
働き方改革推・ 進支援	勤務間インターバル	支給対象となる取組を行い、 終業から始業までの <b>9時間以上の</b> <u>インターバル制度を導入</u> した事業者	<ul><li>・36協定を提出している</li><li>・有給休暇5日取得を規程</li><li>・支給対象となる取組を実施(<mark>設備投資等</mark>)</li><li>・<u>インターバル規程を導入</u></li></ul>	<b>支給対象となる取組にかかる費用の3/4</b> 上 限 ○インターバル9~11時間導入 <b>80</b> 万円 ○インターバル11時間以上導入 <b>100</b> 万円	【対象となる取組】 ①労務管理対象者に対する研修 ②労働者に対する研修、周知・啓発 ③外部専門家によるコンサルティング ④就業規則・労使協定等の作成・変更
	労働時間短縮 • 年休促進	支給対象となる取組を行い、 計画年休制度、時間単位年休制度、 特別休暇のいずれかを新設した事業者	<ul> <li>有給休暇5日取得を規程</li> <li>支給対象となる取組を実施(<mark>設備投資等</mark>)</li> <li>計画年休制度</li> <li>時間単位年休制度</li> <li>特別休暇</li> </ul>	支給対象となる取組にかかる費用の3/4 上 限 (以下1~3の内、導入したものの合算額) ○計画年休制度導入 50万円 ○時間単位年休制度導入 25万円 ○特別休暇制度導入 25万円	⑤人材確保に向けた取組 ⑥労務管理ソフトウェア等の導入・更新 ⑦労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新 ※PC、タブレット、スマートフォンは対象外 自動車(乗用を除く)は対象
業務改善		社内で <b>最も低い賃金(事業場内最低賃金)</b> <u>を一定額以上引上げ、</u> <u>設備投資等を行った</u> 事業者	<ul> <li>・引上げ前賃金が955~985円 (愛知県)</li> <li>・事業所労働者数が100人以下</li> <li>・全ての従業員が引上げ後の 事業場内最低賃金以上とすること。</li> <li>・事業場内最低賃金を規程</li> <li>・労働能率増進のための<mark>設備投資等</mark>を行う。</li> </ul>	<ul> <li>設備投資等に要した費用の3/4</li> <li>上限【引上げ額・引上げ人数に応じて変動】</li> <li>○30円以上 1人~6人 30~70万円</li> <li>7人~ 100万円</li> <li>○45円以上 1人~6人 45~100万円</li> <li>7人~ 150万円</li> <li>○60円以上 1人~6人 60~150万円</li> <li>7人~ 230万円</li> <li>○90円以上 1人~6人 90~270万円</li> <li>7人~ 450万円</li> </ul>	【対象となる経費(労働能率増進に資する設備投資等)】 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材 料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、 経営コンサルティング経費、委託費 【対象外】 ・経費削減目的の経費(LED電球等) ・職場環境改善の経費(エアコン設置) ・事業活動に伴う経費 ・交付決定前に導入・実施した経費
65歳超雇用推進	65歳超継続雇用促進	60歳以上の雇用保険被保険者がいる 事業者で就業規則により、 次のいずれかを実施した事業者 ・定年の引上げ ・定年の廃止 ・66歳以上まで継続雇用制度を引上げ	・60歳以上の定年前の無期雇用者または 定年後に継続雇用されている従業員が1人以上 いる事業者であること ・就業規則により <u>定年の引上げ・廃止、継続雇用</u> <u>制度の引上げ</u> のいずれかを実施している ・就業規則の作成・届出について社労士に委託し、 経費の支払が完了していること ・高年齢者雇用管理措置を1つ以上実施	引上げ年齢等・対象者人数に応じて変動 ○定年引上げ 1人~9人 15~ 85万円 10人~ 30~105万円 ○定年廃止 1人~9人 40~120万円 ○継続雇用 1人~9人 15~ 80万円 10人~ 60~100万円	【実施する高年齢者雇用管理措置(以下の内1つ)】 a 教育訓練の実施等 b 作業施設・方法の改善 c 健康管理、安全衛生の配慮 d 職域の拡大 e 経験等を活用できる配置転換、処遇の推進 f 賃金体系の見直し g 勤務時間制度の弾力化
	高年齢無期雇用転換	50歳以上かつ定年年齢未満(64歳未満) 有期雇用者を無期雇用者に転換した事業者 (転換日に雇用期間6カ月以上5年未満の者に限る)	<ul><li>・就業規則を整備</li><li>・無期雇用転換計画書の提出</li><li>・非正規社員を無期転換</li><li>・無期転換後6カ月以上雇用を維持</li><li>・高年齢者雇用管理措置を1つ以上実施</li></ul>	<ul><li>○対象労働者1人につき48万円</li><li>※年度内10人を限度</li></ul>	<u>上記「高年齢者雇用管理措置」の実施が必要</u> 【生産性要件による加算あり】 48万+12万= <b>60</b> 万円
人材確保等支援(テレワーク)		<u>テレワーク勤務</u> を、 <u>新規に導入</u> する事業者 及び <b>試行的に導入している</b> 又は <b>試行的に</b> <b>導入していた</b> 事業者	・テレワーク規程の整備 ・助成対象となる取組を1つ以上行う ( <mark>テレワーク通信機器等の導入・運用)</mark> ・対象労働者全員が一定以上テレワークを実施している	<b>支給対象経費の30%</b> 上限(以下のいずれか低い額) ○ 100万円 ○ 20万円×対象労働者数	【目標達成助成】 評価期間後1年間の離職率が、提出前1年間以下かつ30%以下であること等の要件達成の場合支給対象経費の20% 上限(以下のいずれか低い額) ○ 100万円 ○ 20万円×対象労働者数
両立支援等	出生時両立支援	男性労働者に対して、子の出生から8週間以内 に5日以上の育児休業を取得させた事業者	・就業規則を整備 ・一般事業主行動計画を策定・届出 ・対象者に継続5日以上の育休を取得	○20万円(1事業主1回限り)	【新設】 申請後から3年以内に男性育休取得率が30%以上上昇の場合 (※申請対象除き2名以上取得していること) <u>追加申請可能</u> 30%達成時期 (カッコ内 生産性要件達成時額) ○1年以内 60万円(75万円) ○2年以内 40万円(65万円) ○3年以内 20万円(35万円)
	育児休業等支援	<u>女性労働者の育児休業取得から職場復帰</u> <u>までの支援措置を実施</u> した事業者	<ul><li>・就業規則を整備</li><li>・一般事業主行動計画を策定・届出</li><li>・対象者に対する、<u>面談・プラン作成等の</u> 支援を実施</li></ul>	<ul><li>○育休取得時:28.5万円</li><li>○職場復帰時:28.5万円</li><li>○職場復帰後支援:28.5万円</li></ul>	【生産性要件による加算あり】 28.5万+7.5万= <b>36</b> 万円